

呉市教育委員会議題
(平成30年12月21日定例会)

呉市教育委員会

平成30年12月21日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第47号 学校施設の建設計画について
- 4 教議第48号 呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報告第34号 寄附受納について
- 6 報告第35号 平成29年度生徒指導上の諸課題の状況について
- 7 報告第36号 呉市立呉高等学校の平成31年度入学者選抜実施要項について
- 8 報告第37号 平成30年度教育費補正予算について 【非公開】
- 9 教議第49号 臨時代理の承認について（平成31年度教育費予算） 【非公開】

学校施設の建設設計画について

学校施設の建設事業（平成31年度～平成33年度）をつぎのとおり計画する。

事業名	施設名	事業内容	事業費 (千円)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
建設事業	横路小学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造4階建 2,600m ²	927,400				
	和庄中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造3階建 2,000m ²		639,111			
	東畠中学校	校舎改築 鉄筋コンクリート造2階建 1,547m ²		602,241			
	音戸中学校	教室改修 視聴覚室を技術教室に改修		27,575			
建設事業		給食改築 鉄骨造平屋建 225m ²		133,803	建設		
	安浦中学校	体育館改築 鉄骨造2階建 1,100m ²		434,764			

(提案理由)

学校施設建物の新增改築計画を行うもので、吳市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第2条によりこの案を提出する。

◆ 橫路小學建設事業

四
置
記



【対象校舎】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (m ²)	Is値	判定	コンクリート 強度
7-1	S40	767		0.32	B	8.1
7-2	1	S48	256			25.3
7-3		S52	192			37.0
7-4	—	H2	44		新耐震	—
合計	1		1,259			

●Is値 安全性の基準となる「0.6」を下まわる[0.32]

●コンクリート強度 建替の基準となる 10N/cm^2 以下の数値は7—1様のみしかし、一体利用している校舎のため、単独での解体・建替には困難 ○結論

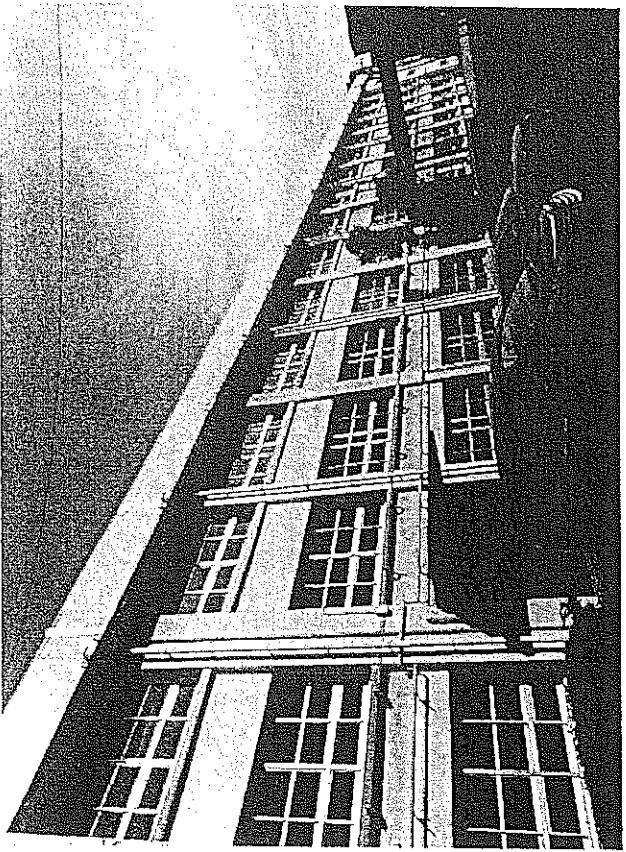
一體的に取り壊し、整備する

【スケジュール】H32 校舎解体前に、既存校舎の機能を確保するための設備盛替(移設)工事

H33～H34 仮設校舎の建設を利用しながら新校舎の解体（アスベスト有り）・建設

H35 4月1日：仮設校舎の解体撤去

國
置
記



【対象校舎】

凍番号	棟数	建設年度	面積(m ²)	Is値	判定	コンクリート強度
8-1	1	S36	800	0.25	C	15.3
8-2	1	S36	745	0.25	C	11.9
8-3	1	S37	646	0.29	C	11.4
8-4	1	S38	622	0.29	C	9.4
合計	2		2,813			

- 値 2棟と
コソ 建替
シかし
2棟と
○結論

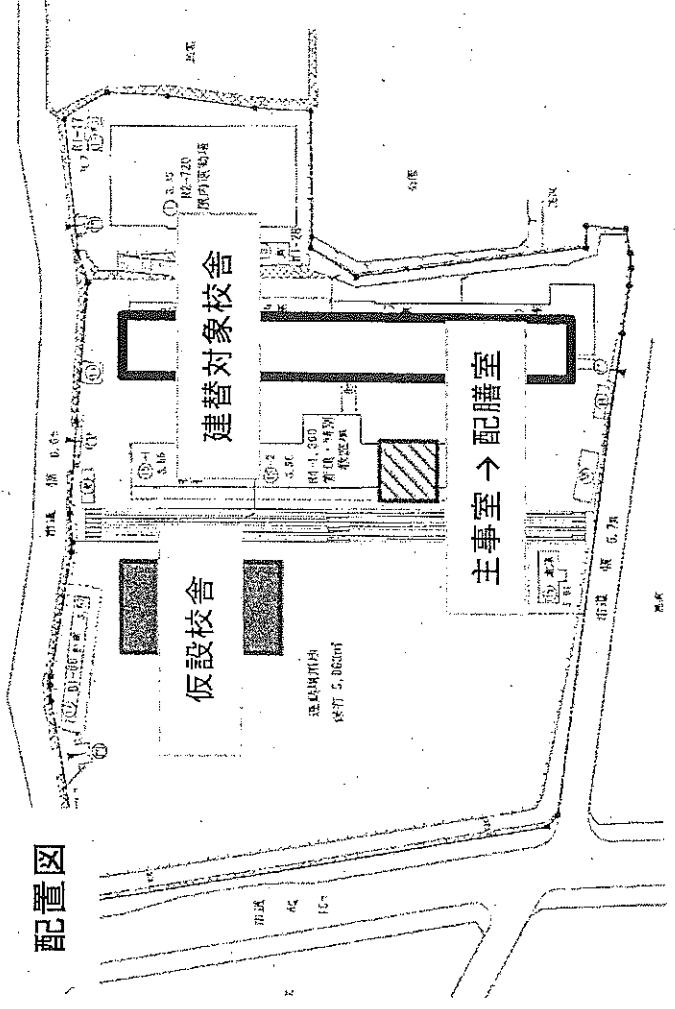
「主事室」を「配膳室」に改修するための実施設計
スケジュール】

主事室」を「配膳室」に改修工事	仮設校舎の建設	仮設教室を利用しながら新校舎の解体・建設	④: 建設
H32	H33～H34	新校舎竣工	新校舎の解体・撤去
H33	H35	仮設校舎竣工	仮設校舎の解体・撤去

H30. 10. 1 学校施設課											
H30. 10. 1 学校施設課											
H30. 10. 1 学校施設課											
番号	事業名	設計年度	実績年度	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	備考	備考	備考
7	和洋中学校 校舎整備	H28	2	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	▲ *			建設工事外(機工事含む)	建設工事外(機工事含む)	建設工事外(機工事含む)
									改修実施設計	改修実施設計	改修実施設計
									主事室→配膳室(改修後)	主事室→配膳室(改修後)	主事室→配膳室(改修後)
									解体	解体	解体
									※ 施設改善金のアスベクト調査を含む ・整備(移設)工事の内容を含める	※ 施設改善金のアスベクト調査を含む ・整備(移設)工事の内容を含める	※ 施設改善金のアスベクト調査を含む ・整備(移設)工事の内容を含める
									△	△	△

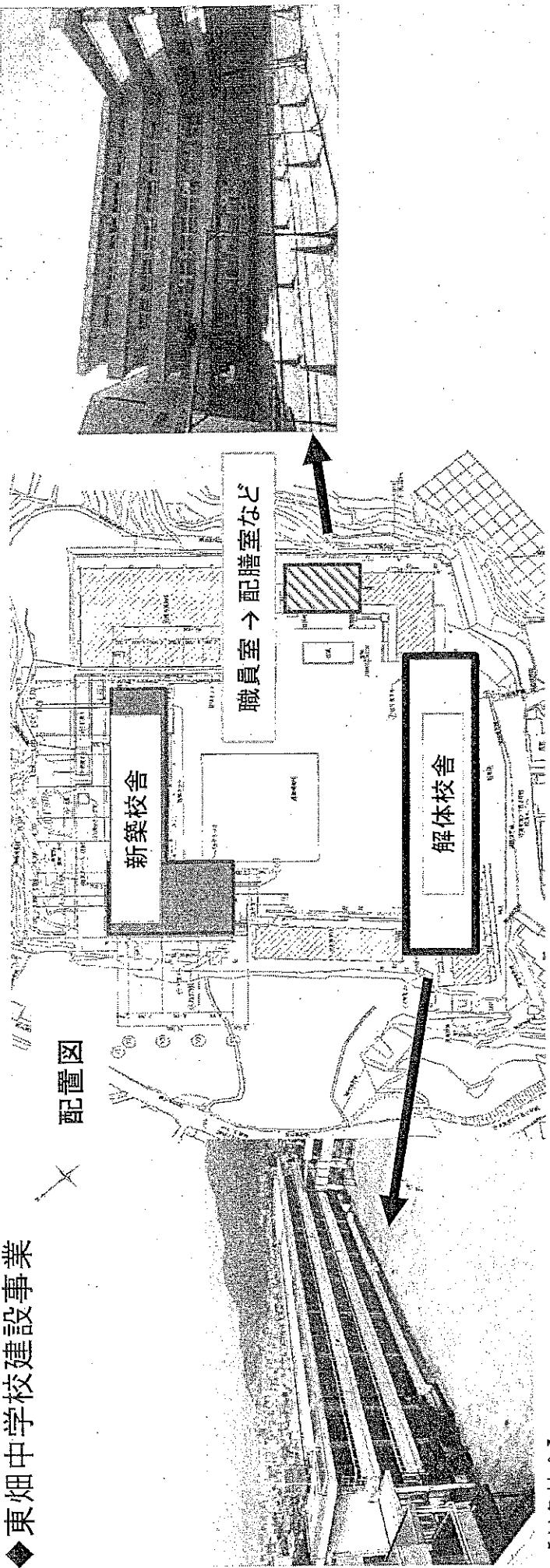
- 2棟とも安全性の基準となる「0. 6」を下まわる「0. 25」と「0. 29」
 - コンクリート強度
- 建替の基準となる10N/cm²以下の数値は8—4棟のみ
しかし、一体利用している校舎のため、単独での解体・建替は困難
- 2棟とも築50年以上が経過している
- 結論

一體的に取り壊し、整備する



業事設建設校中學東烟◆

卷之三



【対象校舎】

棟番号	棟数	建設年度	面積 (m ²)	Is値	判定	ヨシクリート 強度
4-1	1	S39	564	0.20	C	9.7
4-2	1	S40	664			11.7
4-3	1	S41	489			12.1
合計	3		1,717			

151

安全性能の基準と強度

建替の基準となる $1\text{ON}/\text{cm}^2$ 以下の数値は4-1様のみしかし、一体利用している校舎のため、単独での解体・建替は困難築50年以上が経過している

○結論 取り壊し、整備する

「職員室」を「配膳室」等に改修するための設計

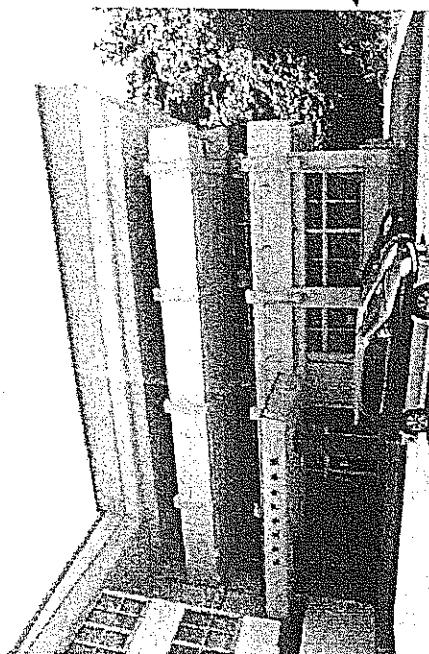
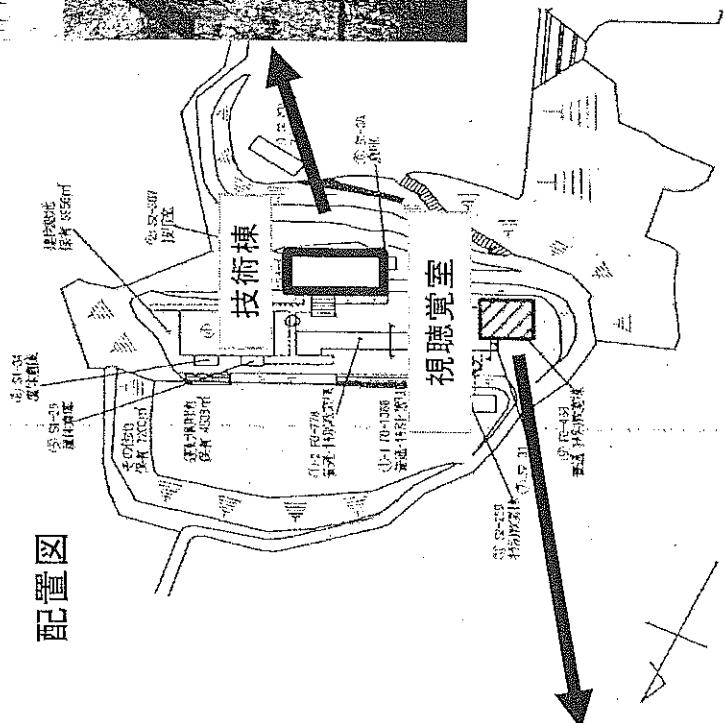
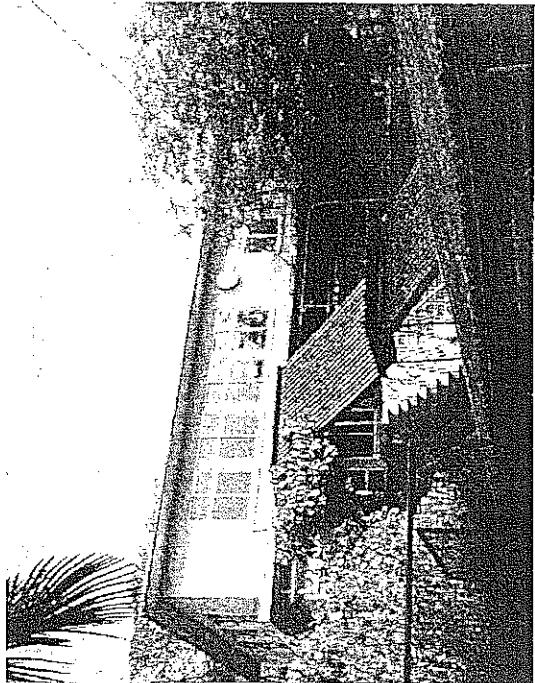
H30 「職員室」を「配膳室」等への改修工事

H30～H31 H31
既存校舎解体撤去工事実施設計(土木整備課で積算) (アスベスト有り) やり直し)
外構工事

H32 外構工事

◆音戸中学校建設事業

配置図



【対象校舎】

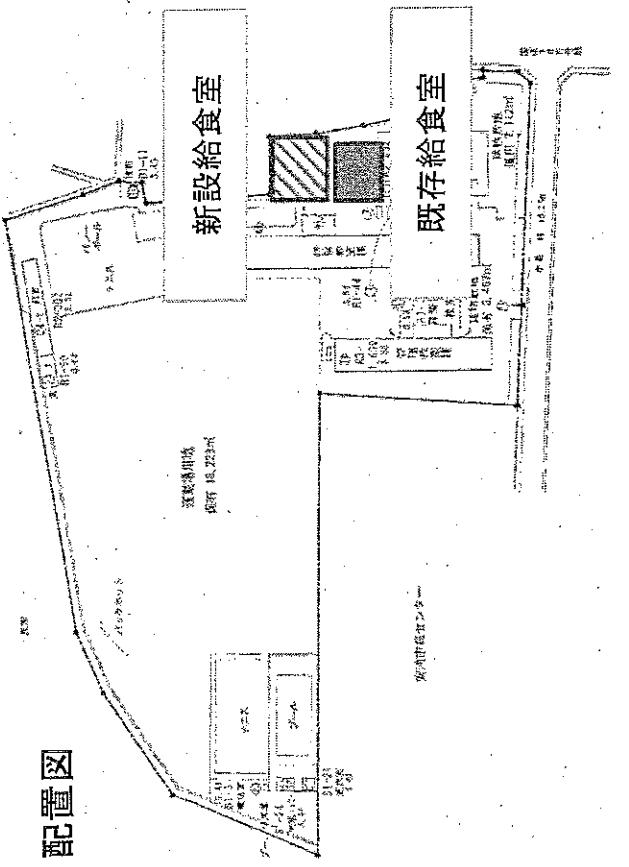
棟番号	棟数	建設年度	面積(m ²)	Is値	半定期	コンクリート強度
2	1	S44	387			耐震診断未実施
合計	1		387			

●現状
耐震診断が実施できない[ほど建物が傾いている
○結論
既存校舎内の「視聴覚室」を技術教室に改修することで耐震化を図る
技術教室は解体撤去する。

【スケジュール】
H30 視聴覚室を技術教室として利用するための改修設計
H31 視聴覚室及び技術教室解体設計
技工事
技術教室棟の解体撤去工事

番号	事業名	設計年度	H30												H31												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
8	音戸中学校 技術棟解体	-																									

◆ 安浦中学校建設事業(給食室)



【対象校舎】

棟番号	事業名	建設年度	面積(m ²)	Is値	判定	コンクリート強度
8	安浦中学校 給食室建設	H30	116	-	-	-
合計			116			

【スケジュール】

H29 実施設計
H30 給食室建設工事
H31 既存給食室解体撤去工事

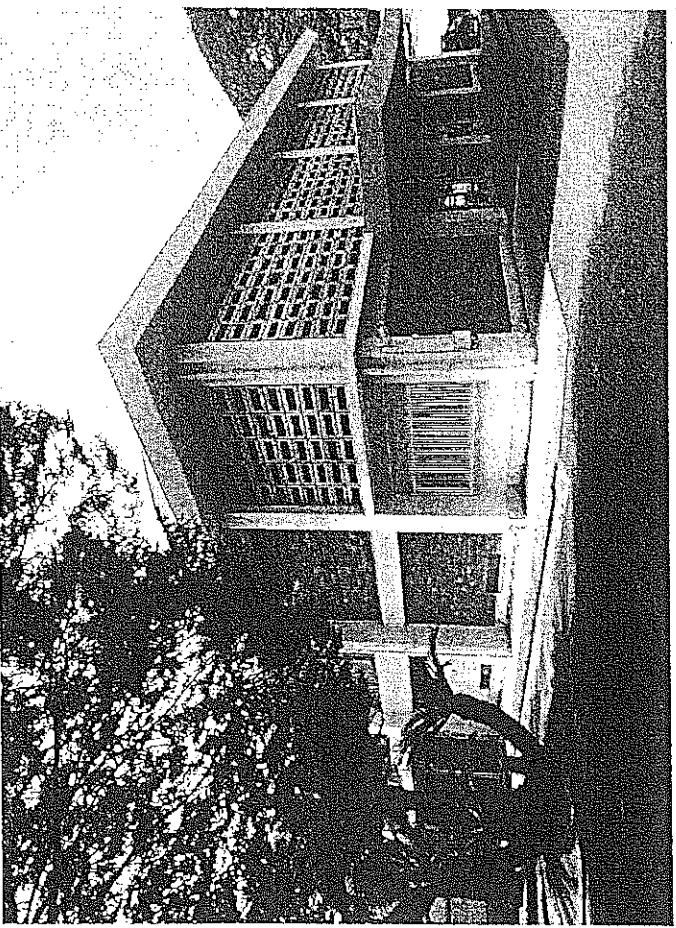
番号	事業名	設計年度	棟数	H29(2017)												H30(2018)												H31(2019)											
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3												
5	安浦中学校 給食室建設	H29	—																																				

【実施設計】

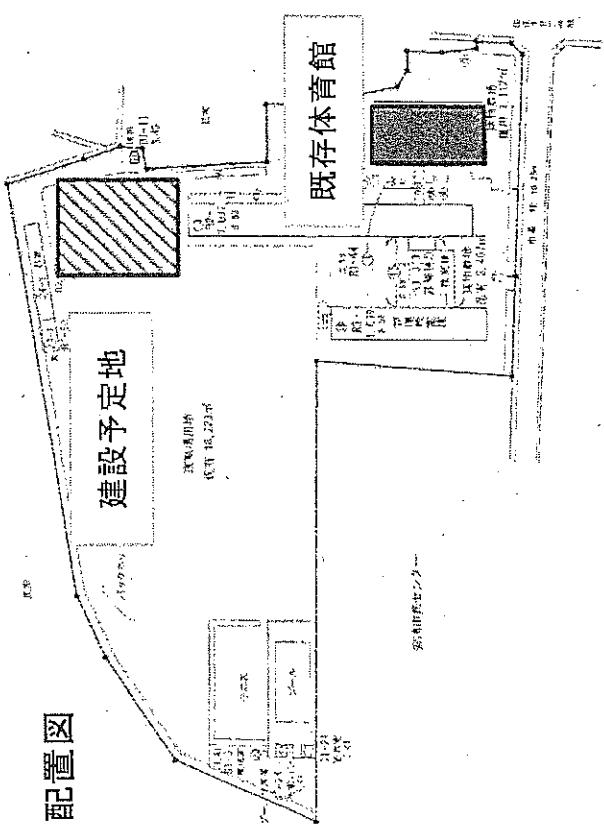
建設:H30当初

解体

◆安浦中学校建設事業（体育館）



國
置
記



校舍對象

棟番号	棟数	建設年度	面積 (m ²)	Is値	判定	コンクリート 強度
7	1	S38	862	0.12	C	6.8
合計	1		862			

◎ 再計算 ▲ 公告 ★ 議案◆：行政報告

【スケジュール】

事工建設調查館體施設

事工體解館育存既

H30.10.1 學校設施課

H32 (2020)

H33 (2021)

教議第48号

呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則

呉市就学奨励費支給規則（昭和42年呉市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
呉市就学奨励費支給規則 (目的)	呉市就学援助費支給規則 (趣旨)
第1条 この規則は、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童等の保護者に対し、就学のために必要な費用（以下「就学奨励費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒及び就学予定者の保護者に対し、就学のために必要な費用（以下「就学援助費」という。）の支給等に関して、必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第1条の2 この規則において「児童等」とは、呉市に住所を有し、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒をいう。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童生徒 小学校又は中学校（以下「小中学校」という。）に在学している法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であつて、次のいずれかに該当する者 ア 呉市の住民基本台帳に記録されている者 イ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条第1項の承諾を受けた者 (2) 就学予定者 法第17条第1項又は第2項の規定により、翌学年の初めから小中学校に就学させるべき者であつて、呉市の住民基本台帳に記録されている者 (3) 保護者 法第16条に規定する保護

者又はこれに準ずる者であつて吳市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認める者

2 この規則において「保護者」とは、吳市に住所を有し、児童等に対して親権を行う者（親権を行ふ者のないときは未成年後見人、親権を行ふ者及び未成年後見人のいずれもいないときは現に児童等の監護及び教育をしていると認められる者）で、児童等と同居して、かつ、その生計を維持する者をいう。

(支給の対象)

第2条 就学奨励費は、次の各号のいずれかに該当する児童等の保護者に対して支給する。

(1) 略

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者

(3) 略

(支給の種類)

第3条 支給の種類は、次に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部について行うものとする。

(1) 学用品費、通学用品費

(2) 学校給食費

(3) 通学費

(4) 略

(5) 医療費

(6) (7) 略

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者に対しては、前項第1号から第5号までに掲げるもの（第5号にあつては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条

(支給対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる者は、児童生徒又は就学予定者の保護者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 略

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

(3) 略

(就学援助費の種類)

第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるものとし、予算の範囲内でその全部又は一部について支給するものとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 新入学学用品費

(4) 略

(5) 通学費

(6) 学校給食費

(7) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病に限る。）

(8) (9) 略

2 生活保護法第13条の教育扶助が行われている保護者に対しては、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第6号までに掲げる就学援助費は支給しないものとする。

の政令で定める疾病以外の疾病に係るものに限る。) について行わない。

3. 前2項の規定にかかわらず、呉市立の小学校及び中学校以外の小学校又は中学校（以下「呉市立以外の学校」という。）に在学している児童等の保護者に対しては、第1項第2号、第3号及び第5号に掲げるものについては行わない。

3. 児童生徒が第2条第1項第1号イに規定する者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第1号から第5号まで及び第8号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。

4. 児童生徒が呉市立の小中学校以外の小中学校に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第5号から第7号までに掲げる就学援助費は支給しないものとする。

5. 児童生徒が小中学校の第1学年に在学している者である場合は、第1項の規定にかかわらず、当該児童生徒の保護者に対しては、同項第2号に掲げる就学援助費は支給しないものとする。

6. 就学予定者の保護者に対しては、第1項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる就学援助費の支給に限るものとする。

（申請）

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学奨励費受給申請書（以下「受給申請書」という。）を当該申請者の児童等が在籍する学校の長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。

2. 学校長は、前項に規定する受給申請書を受理したときは、当該児童等に係る就学奨励費支給個人世帯票（以下「世帯票」という。）を作成し、就学奨励費申請者名簿及び受給申請書を添えて委員会に報告するものとする。

第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒又は就学予定者の保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助費受給申請書（以下「受給申請書」という。）に必要な書類を添えて、当該申請者の児童生徒が在学している小中学校の長（以下「学校長」という。）又は就学予定者が入学する予定の学校長を経由して、委員会に提出しなければならない。

2. 学校長は、前項に規定する受給申請書等を受理したときは、当該受給申請書に就学援助費申請者名簿を添えて、委員会に提出するものとする。

(受給者の認定)

第5条 委員会は、前条第2項に規定する報告があつたときは、世帯票に基づいて内容を審査し、就学奨励費の支給対象者の認定の可否を決定するものとする。

2 委員会は、認定の結果を学校長及び学校長を通じて当該申請者に通知するものとする。

3 前項の通知のほか、委員会は、必要があると認める場合は、認定の結果を当該申請者に通知することができるものとする。

(支給の請求及び支給の方法等)

第6条 前条第2項の規定により通知を受けた学校長は、就学奨励費の支給対象者として認定を受けた者（以下「受給者」という。）について、就学奨励費支給申請書により、委員会に就学奨励費を請求するものとする。

(支給の認定)

第6条 委員会は、前条第2項に規定する受給申請書等を受理したときは、その内容を審査し、支給の認定の可否を決定するものとする。

2 委員会は、前項の審査により認定の可否を決定したときは、その結果を学校長に通知するとともに、当該学校長を経由して申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員会は、必要に応じて認定の結果を直接申請者に通知することができるものとする。

(支給手続)

第7条 前条の規定により認定の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、就学援助費の請求及び返納に関する事務について、学校長に委任するものとする。ただし、受給者が第4条第4項に規定する者の保護者である場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による委任を受けた学校長は就学援助費支給申請書（以下「申請書」という。）により委員会に就学援助費を請求するものとする。

3 委員会は、前項の請求に基づき、受給者が指定する預金口座に振込みの方法により就学援助費（第4条第1項第6号及び第7号を除く。）を支給するものとする。

4 受給者は、第4条第1項第6号及び第7号に規定する就学援助費について、受領及び執行に関する事務を学校長に委任するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該就学援助費を直接受給者に支給することができるものとする。

5 委員会が就学援助費を直接受給者に支給することが適当ないと認める場合

	<p>は、委員会が定めるところにより、受給者は、就学援助費の受領及び執行に関する事務を学校長に委任するものとする。</p>
3	<p>前2項の規定にかかわらず、受給者のうち呉市立以外の学校に在学している児童等の保護者については、委員会が必要と認める場合は、受給者が、就学奨励費支給請求書により直接委員会に就学奨励費を請求することができるものとする。この場合において、委員会は、当該請求に基づき就学奨励費を受給者に直接支給することができるものとする。</p>
4	<p>就学奨励費の支給は、金銭給付により行うものとする。ただし、第2項の規定により就学奨励費の交付を受けた学校長にあっては、特に必要があると認めた場合は、物品給付によって行うことができる。</p>
	(支給金の出納)
第7条	<p>学校長は、前条第4項の規定により、金銭又は物品（以下「金品」という。）を受給者に支給するときは、当該支給に係る金品の出納を、就学奨励費出納簿により明らかにしなければならない。</p>
	(受給者の状況報告)
第8条	<p>学校長は、学期末ごとに就学奨励費受給者状況報告書を作成し、当該学期終了後、速やかに委員会に提出しなければならない。</p>
	(支給の請求受領等の委任)
第9条	<p>受給者は、就学奨励費の請求、受領並びに過誤払金の返納及び処理の権限を学校長に委任するものとする。ただし、第6条第3項の規定により、委員会から直接就学奨励費の支給を受ける者については、この限りでない。</p>
	(目的外使用禁止)

第10条 第6条第2項の規定により委員会から就学奨励費の交付を受けた学校長は、就学奨励費をその交付を受けた目的以外に使用してはならない。

(就学奨励費を受けることができる期間)

第11条 受給者が就学奨励費の受給を受けることができる期間は、委員会が認定した月から当該年度の末日までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるとときは、支給を開始する月を変更することができる。

(受給資格の消滅の届出)

第12条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく学校長を経て、書面により委員会に届け出なければならぬ。

(1) 第1条の2又は第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 就学奨励費の支給を受ける必要がなくなったとき。

2 前項に定めるもののほか、受給者は、受給申請書の記載事項について変更があったときは、遅滞なく、学校長を経て書面により委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第13条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、受給者が就学奨励費の支給を既に受けているときは、その受給者に対し、支給を受けた就学奨励費に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第1条の2又は第2条の規定に該当しなくなったとき。

(就学援助費を受けることができる期間)

第10条 受給者が就学援助費の支給を受けることができる期間は、委員会が認定した月から当該学年の末日までとする。ただし、就学予定者については、委員会が認定した日から翌学年の末日までとする。

2 委員会が特に必要と認めるときは、就学援助費の支給を開始する月を変更することができるものとする。

(変更の届出)

第11条 受給者は、受給申請書の内容に変更が生じたときは、遅滞なく学校長を経由して、書面により委員会に届け出なければならない。

(就学援助費の返還)

第12条 委員会は、就学援助費の支給を受けた受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該就学援助費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

	(2) 転出, 辞退, その他就学援助費の支給を受ける必要がなくなったとき。
(2) 略	(3) 前2号のほか委員会が支給を適当でないと認めたとき。
(3) 前2号のほか委員会が支給を適当でないと認めたとき。	(4) 前3号のほか, 委員会が就学援助費の支給を適当でないと認めたとき。
第15条・第16条 略	第13条・第14条 略

付 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

(提案理由)

小学校又は中学校への就学に必要な費用の支給手続等の変更に伴い、所要の規定の整備を行うため、この規則案を提出する。

議案資料 呉市就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

小学校又は中学校に在学している児童生徒のうち、経済的な理由によって就学が困難と認められる者の保護者に対して、就学に必要な費用を支給していましたが、翌年度に小学校又は中学校へ就学を予定している子どもの保護者に対しても、就学に必要な費用を支給できるようにするなど、制度の充実を図るため、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 国の制度にあわせ、事業の名称を、就学奨励事業から就学援助事業に変更します。
- (2) 平成31年度に小学校又は中学校へ就学を予定している子どもの保護者から、当該事業の対象者として新たに追加し、学校へ入学する前に必要な費用を支給できるようにします。
- (3) 就学に必要な費用は、今まで市から学校を経由して保護者に支給されていましたが、これを原則、市から保護者の預金口座に直接振り込みます。

3 施行期日

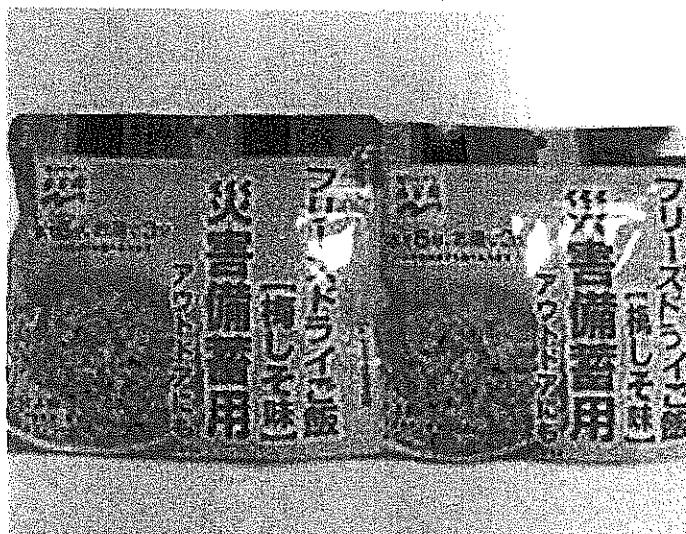
平成31年2月1日

寄附受納について

学校施設課

平成30年7月豪雨災害を受け、学校の備蓄として、防災非常食の寄附申込があったので、阿賀小学校、安浦小学校及び安浦中学校にそれぞれ受納した。

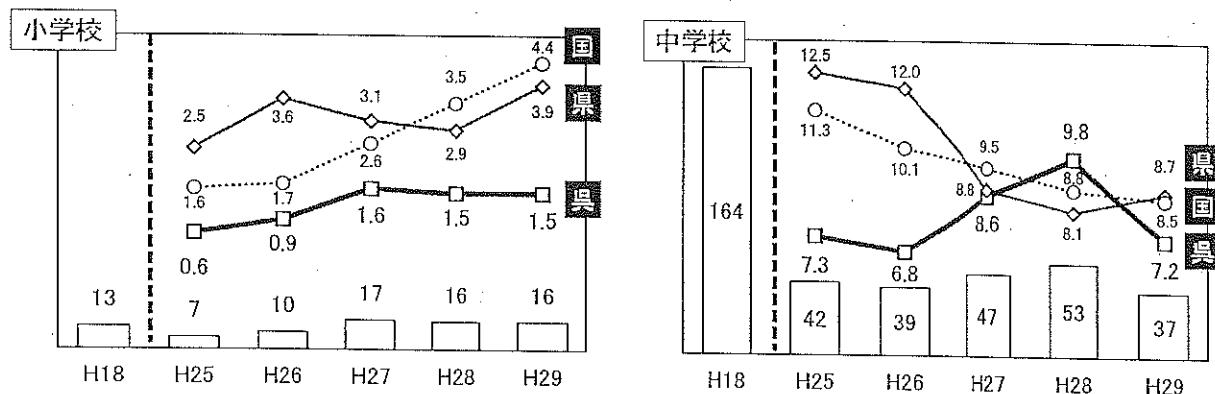
寄附申込者	受納校	名称	数量	評価額	受納年月日
国際ソロプチ ミスト吳	阿賀小学校	防災非常食	500食	325,000円	H30.12.7
	安浦小学校		300食	195,000円	
	安浦中学校		200食	130,000円	
		計	1,000食	650,000円	



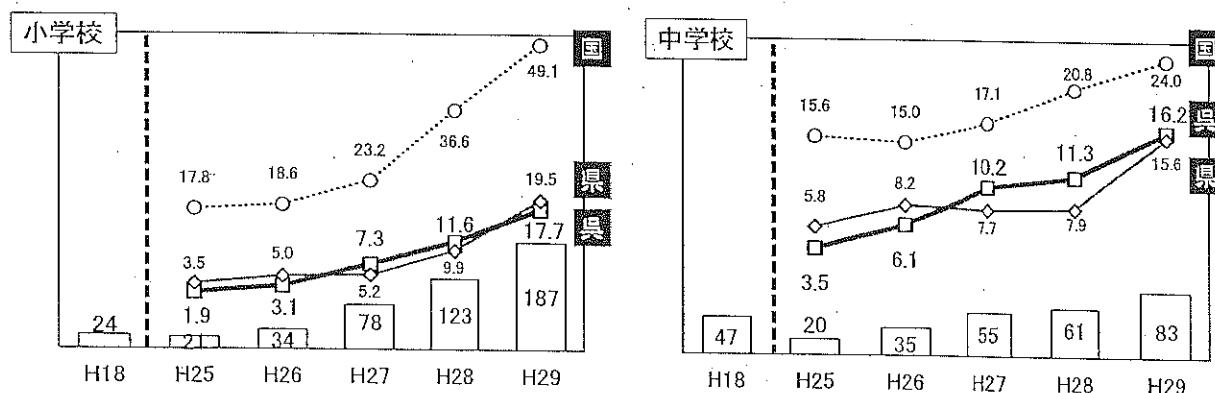
平成29年度 生徒指導上の諸課題の状況について

学校安全課

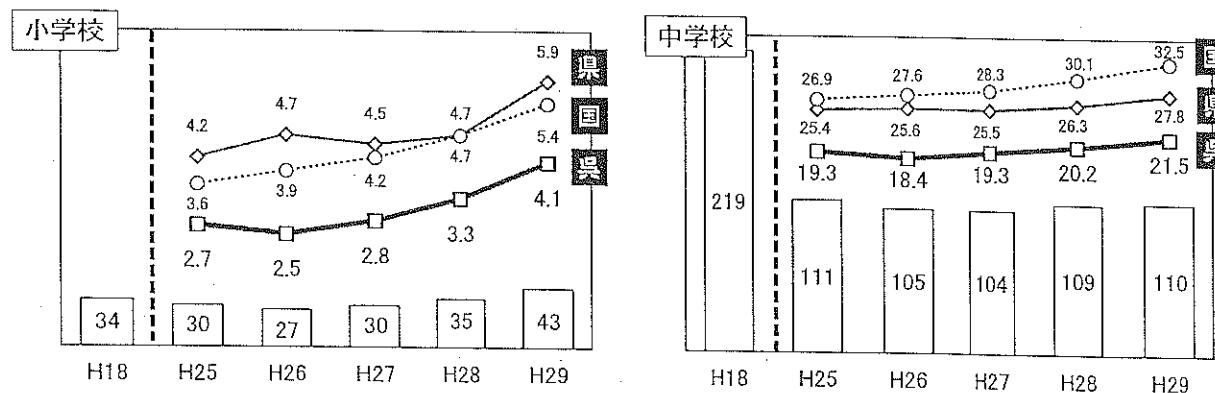
1 暴力行為の状況（単位：件）



2 いじめの状況（単位：件）



3 不登校児童生徒の状況（単位：人）



4 主な対策

(1) 生徒指導体制の確立

- ア 9年間を見通した「生徒指導規程」の整備
- イ 児童生徒及び保護者に対する「生徒指導規程」や「学校いじめ防止基本方針」等の周知
- ウ 指導主事による定期的な学校訪問における未然防止に視点を当てた指導・助言

(2) 落ち着いた学習環境づくり

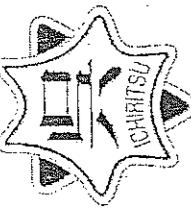
- ア 「呉市のスタンダード」(掲示、ロッカー、机・椅子)の確実な実施
- イ 「授業規律の定着に向けた取組モデル」を参考にした授業規律の改善及び徹底

(3) 問題行動の未然防止及び早期発見・早期対応

- ア 定期的、計画的なアンケート調査や個別面談、教育相談の実施
- イ 児童生徒、学校、保護者、地域が一体となっていじめ問題の取り組む体制づくり等「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の機能化及び「いじめ撲滅キャンペーン」の充実

(4) 関係機関との連携

- ア スクールソポーターによる校内外の巡回や教職員との連携
- イ 適応指導教室やメンタルフレンド、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用及び警察やこども家庭センター等との連携



平成31年度 入学者選抜(Ⅰ)実施要項

県 市 立 吳 高 等 学 校
〒737-0003 吳市阿賀中央五丁目 13-56
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
http://www.kure-city.jp/~kurek/

1 選抜の趣旨

吳市立吳高等学校（以下「本校」という。）への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成31年度吳市立吳高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

- 2 課程及び学科
全日制課程 総合学科

3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

4 募集

(1) 出願資格

平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- ア 本校総合学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
イ 本校総合学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
ウ 学習成績が良好であること。

エ 次の事項のいずれかに該当すること。

- (ア) 学習活動に意欲的に取り組んでおり、入学後も主体的に学習活動に取り組むことができること。
(イ) 文化・スポーツ活動において優れた実績をあげており、入学後も継続して活動に取り組むことができること。

(2) 定員 80人（入学定員160人の50%）

5 出願

(1) 方式

ア 通学区域

広島県一円（ただし、吳市、東広島市及び江田島市を除く地域の中学校を卒業する者の選抜（Ⅰ）による入学については、選抜（Ⅰ）の定員の100分の30の範囲内）とする。

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

(2) 期間

平成31年1月18日（金）から1月23日（水）正午まで受付時間は最終日以外は9時から16時（最終日は正午）までとする。（ただし、12時から13時の間を除く。）なお、入学願書等（出願に必要な書類）は、原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、平成31年1月22日（火）までに必要とするよう提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

（ア）志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して本校校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第1号）
② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
③ 入学者選抜料 2,200円
④ 志望理由書（様式第6号）

（イ）志願者で、受検にあたって特別措置を希望する者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。
（ウ）県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

イ 中学校長

（ア）中学校長は、次の①から⑨までの書類等を5の（2）の期間内に本校校長に提出する。
（イ）志願者で、受検の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

- ① 入学願書（様式第1号）
② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）
③ 入学者選抜願の裏面に入学者選抜料を支払ったことを証明する「納入通知書兼領收証書」が貼つてあることを確認すること。
④ 志望理由書（様式第6号）
⑤ 学校教育法施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第7号）
⑥ 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第9号）

⑦ 評定（成績評点）集計表（様式第11号）

⑧ 志願者名簿（様式第1.3号）2部（1部はコピーでも可）

⑨ 文化・スポーツ活動実績証明書（本校が定める様式）

4 (1) エの(イ)に該当する志願者について提出すること。

(イ) 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 受検票の交付等

本校校長は、中学校長から入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、志願者名簿には受付番号を記入し、受検票を交付するとともに、志願者名簿（1部）を返却する。

（4）県外等からの出願

ア 教育委員会の許可を必要とする場合

次の①又は②に該当する者は、入学願書提出前に、吳市教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。
① 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。
② その他①に準ずる者。

（ア）提出書類 「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第1（P95）による。

（イ）提出期間 平成30年1月2月13日（木）から平成31年1月8日（火）正午まで
(ただし、日曜日、土曜日、祝日及び1月29日から1月3日の期間を除く。)

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、平成31年1月7日（月）までに必着するよう提出すること。

（ウ）提出先 吳市教育委員会教育部学校教育課

〒737-8501 吳市中央四丁目1-6 TEL(0823)25-3458

（エ）結果の通知 中学校長に通知する。

イ 教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（平成31年1月18日（金）現在）単身赴任などで本校の通学区域内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校意見書（様式第31号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書等受付期間内に本校校長に提出すること。

6 選 択

（1）方針

選抜は、「平成31年度吳市立吳高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

（2）小論文及び面接

ア 志願者全員に対して、小論文及び面接を実施する。

イ 実施期日 平成31年2月1日（金）

集	合	8:40
諸	注 意	8:45 ~ 8:55
小 論 文		9:10 ~ 10:10
面 接		10:20 ~

ウ 検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその时限の受検はできない。

7 合格者の決定

（1）本校校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行ふものとする。

（2）本校校長は、推薦書、志望理由書、調査書、文化・スポーツ活動実績証明書、小論文及び面接の結果によって総合的に判断して決定する。

8 選抜結果の通知及び入学の確認

（1）本校校長は、選抜の結果について、平成31年2月6日（水）に、選考結果通知書（様式第14号）により中学校長に通知し、入学許可内定通知書（様式第15号）により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。ただし、合格者の発表は、選抜（II）の合格者とともに、平成31年3月14日（木）13時30分から3月15日（金）正午までとする。（合格発表日には、受検票が必要なので持参すること。）

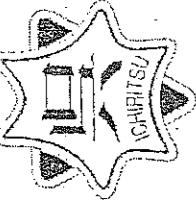
（2）入学許可内定者は、入学確認書（様式第16号）を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、平成31年2月8日（金）正午までに、本校校長に提出しなければならない。

なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

（3）入学確認書を提出した者は、他の高等学校に出願してはならない。他の高等学校に出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

9 その他の

選抜の結果、入学許可内定者とならなかつた者が、選抜（II）、帰国生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜（III）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。



平成31年度 入学者選抜(Ⅱ)実施要項

吳市立吳高等学校
〒737-0003 吳市阿賀中央五丁目13-56
TEL(0823)72-5577 FAX(0823)74-3501
http://www.kure-city.jp/~kurek/

- 1 選抜の趣旨
吳市立吳高等学校（以下「本校」という。）への入学を志望し、本校における教育を受けるに足る能力・適性等を有する者を「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成31年度吳市立吳高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて選抜する。

2 課程及び学科 全日制課程 総合学科

3 学科の目標及び教育課程

本校の総合学科は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるなどを目標としている。そのため、生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体感させる学習を可能にするとともに、将来の職業選択を視野に入れられた自己の進路への自覚を深める学習を重視している。

4 尋集

(1) 出願資格

次のアからオまでのいずれかに該当する者が出願できる。

ア 中学校を卒業した者

平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいづれかに該当する者

平成31年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者

エ 日本国において、外国人学校の教育により9年の課程を平成31年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成31年3月31日までに満15歳以上に達する者

(2) 定員 入学定員（160人）から選抜（I）に係る入学確認書を提出した者の数を除いた人数

5 出願

(1) 方式

ア 通学区域 広島県一円

イ 志願者は、他の公立高等学校を併願することができない。

(2) 期間

ア 入学願書 平成31年2月13日（水）から2月18日（月）正午まで

原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、平成31年2月15日（金）までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 平成31年2月20日（水）から2月22日（金）正午まで
原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、受換票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、平成31年2月21日（木）までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

ウ 調査書等 平成31年2月20日（水）から2月25日（月）正午まで
原則として、持参により提出するものとする。やむを得ず郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、平成31年2月22日（金）までに必着するよう提出すること。ただし、本校に志願変更を行った場合は、郵便による提出を認めない。

受付時間は、いづれの場合も最終日以外は9時から16時（最終日は正午）までとする。（ただし、12時から13時の間を除く。）

なお、やむを得ず入学願書等を郵送する場合には、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

（ア）志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を5（2）のイの期間内に、②及び③の書類等を5（2）のイの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

① 入学願書（様式第1号）

② 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

③ 入学者選抜料 2,200円

（イ）志願者は、次の一①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を5（2）のイの期間内に、②及び③の書類等を5（2）のイの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を平成30年12月3日（月）までに広島県教育委員会に提出し許可を得る。

b a以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願（様式第4号）を入学者選抜に添付する。

（ウ）志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書（様式第18号）を本人が記入し、提出することができる。なお、中学校卒業後5年を超える者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、5（2）のイの期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

（エ）県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。（5（5）を参照）

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の①及び②の書類を5(2)のアの期間内に、③の書類等を5(2)のイの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。
なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

- ① 入学願書（様式第1号）
- ② 志願者名簿（様式第13号）2部（1部はコピーでも可）
- ③ 入学者選抜願（様式第2号）及び受検票（様式第3号）

(イ) 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、5(2)のウの期間内に本校校長に提出する。ただし、平成30年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

- ① 施行規則第78条の規定による志願者の調査書（様式第8号）

- ② 第3学年の全学級の評定（成績評点）一覧表（様式第10号）

- ③ 評定（成績評点）集計表（様式第12号）

(ウ) 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

ウ 提出書類の受理及び受検票の交付等

(ア) 本校校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。志願者名簿には受付番号を記入し、提出を受けた2部のうち1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

(イ) 入学願書及び入学者選抜願を受理した本校校長は、受検票を交付する。郵便により提出された場合、受検票は出身中学校長に郵便により送付する。

（ウ） 本校校長は、入学願書等の提出を受けたときは、この要項に定める要件を備えていることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印する。志願者名簿には受付番号を記入し、提出を受けた2部のうち1部を返却する。郵便により提出された場合、出身中学校長に郵便により送付する。

（エ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（オ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（イ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（ウ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（エ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（オ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

（イ） 入学者選抜願を提出しない場合は、志願を取り消したものとみなす。

ア 期 間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

平成31年2月20日(水)から2月22日(金)正午まで

郵便による取下げ(本校からの返却)及び再提出はできない。

受付時間は最終日以外は9時から16時(最終日は正午)までとする。(ただし、12時から13時の間を除く。)

イ 手 続

(ア) 志願者

- a 志願変更を希望する者は、志願変更願(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。
- b 再提出をする者は、出身中学校長をして返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等から出願許可書(5(5)のウの(イ))により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)のウの(イ))を含む。)の高学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書き)し、5(3)のアの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。
- c 平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項第1-2-(2)一オの(イ)により選抜1と同一の高等学校に入学願書を提出した後、本校に志願を変更する場合は、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、5(3)のアの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。
- d 平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項第1-2-(2)一オの(ウ)のaにより入学願書を提出した後、本校に志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、5(3)のアの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。
- e 県外等からの出願許可を受けた志願先高等学校へ入学願書を提出した後、本校に志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、平成31年2月20日(水)正午までに必要書類を県市教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

(イ) 出身中学校長

- a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更をする者の志願変更が適正であることを確かめて、これを受理し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長等に志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)のウの(イ))により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)のウの(イ))を含む。)を受け取り、志願変更をする者に返却する。
- b 出身中学校長は、再提出された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(5(5)のウの(イ))により出願している場合にあっては、卒業証明書を含む。)を返却する。
- c 本校校長は、出身中学校長等から再提出された入学願書等を5(3)のウの手続に準じて処理する。

(ウ) 本校校長

- a 本校校長は、「平成31年度県立吳高等学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。
- b 検査場所 呉市立吳高等学校
- c 一般学力検査

一般学力検査は、志願者全員に対して行う。

一般学力検査は各教科50点満点とする。

傾斜配点は実施しない。

エ 実施期日、教科及び時間割等

時 限	時 刻	検査教科等	平成31年3月7日(木)	
			時 限	時 刻
第1時限	9:00~9:20	集合・注意		~8:50
第2時限	9:30~10:20	国語	第1時限	9:00~9:50
第3時限	10:40~11:30	社会	第2時限	10:10~11:00
	11:50~12:40	数学		英語

注意1 検査開始後20分以上遅刻した者は、原則としてその时限の受検はできない。

注意2 第2日は、8時50分までに、各検査場の各自の席に着いていること。

オ 受検者の携行品
検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器、分度器のついた定規及び三角定規は不可)、時計(計算機能又は英和和英機能付の時計、アラーム機能付の時計は不可)のほかは携行できない。また、これらについても検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込み及び使用ができない。万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められないものを持ち込んでいることが発覚した場合には、不正行為とみなして退室させ、それまでの受検は一切無効となるとともに、その後の受検も認めない。なお、上履き及び靴を入れる袋を持参すること。

(4) 個人面接
中学校過年度卒業の志願者については、平成31年3月6日(水)学力検査終了後、個人面接を行う。

(5) 追検査の実施

ア 対象
検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(II)を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

項 目	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾患等。

なお、大規模災害による罹災等にあってはやむを得ず受検できなかつた理由が証明できる書類、疾病にあっては検査当日の医師の診断書により確認する。

イ 追検査

- (ア) 手続
「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」(P34)に示す必要な手続を、平成31年3月8日(金)正午までに行うこと。

(イ) 選抜

- a 検査方法 小論文及び面接
- b 実施期日 平成3.1年3月1.2日(火)
- c 集合及び検査時間割

時限	時刻	検査等
第1時限	9:20~10:20	小論文
第2時限	10:30~	面接

※検査開始後、20分以上遅刻した者は、原則としてその时限の受検はできない。

- d 検査場所 呉市立吳高等学校
- e 受検者の携行品

追検査受検承認(不承認)通知書(様式第2.2号)及び選抜(II)における携行品(6(3)のオ)

7 合格者の決定

- (1) 本校校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- (2) 本校校長は、一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断して合格者を決定する。
- (3) 一般学力検査を重視する方法(一般学力検査:調査書=7:3)により、入学定員の10%(16人)の合格者を決定する。決定方法の優先順位は、(2)の方法を優先するものとする。
- (4) 個人面接を実施した場合は、その結果を加えて、総合的に判断して決定する。
- (5) 志願者から自己申告書(様式第1.8号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。
- (6) 選査受検者の合格者の決定

ア 本校校長を委員長とする入学者選抜委員会において選考を行う。

イ 本校校長は追検査の結果及び調査書の記載内容によって総合的に判断して合格者を決定する。

ウ 受検者から自己申告書(様式第1.8号)が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

エ 合格者は選抜(II)の定員に含めて決定する。

8 合格者の発表

- (1) 発表は、平成3.1年3月1.4日(木)13時30分に、本校掲示板及び学校ホームページ(<http://www.kure-city.jp/~kurek/>)への掲載により行う。
- なお、電話による合否の問い合わせには応じない。

(2) 学校ホームページへの掲載時間は、平成3.1年3月1.4日(木)13時30分から3月1.5日(金)正午までとする。

(3) 合格者には、本校において「合格通知書」及び「請書・辞退届」を本人に直接交付する。(受検票が必要なので持参すること。)「請書・辞退届」は、平成3.1年3月1.5日(金)正午までに提出すること。ただし、選抜(1)における合格者については「請書・辞退届」の提出は不要とする。

(4) 合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、平成3.1年3月1.5日(金)16時までに、中学校校長を経由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して受検者本人に連絡する。

9 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

- (1) 入学定員 2名以内とする。

(2) 出願資格 出願手続及び学力検査等は、「平成3.1年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

10 選抜(II)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

- (1) 開示内容
- ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

- ア 開示請求対象者

選抜(II)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

- イ 本人等であることの確認

「平成3.1年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第2(P96)に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

- (4) 開示期間

平成3.1年3月2.5日(月)から4月2.4日(水)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。)受付時間は原則として9時から16時までとする。(ただし、12時40分から13時25分までの間を除く。)

- (5) 開示場所

本校(受付窓口は事務室)

11 選抜(III)

- (1) 實施の有無は、平成3.1年3月1.8日(月)10時に本校掲示板に掲示する。

(2) 実施の場合は、「平成3.1年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成3.1年度吳市立吳高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて行う。

- (3) 通学区域は、広島県一円とする。

12 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、すべて「平成3.1年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」及び「平成3.1年度吳市立吳高等学校入学者選抜の基本方針」に基づいて行う。

(2) 志願については、虚偽の事実があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。